

入札公告

下記のとおり一般競争入札に付します。

平成30年6月8日

分任支出負担行為担当官
関東財務局東京財務事務所長 石村 幸三

記

1 競争入札に付する事項等

- (1) 業務名称 (H30) 赤羽住宅ほか9住宅未利用地部分草刈業務
- (2) 業務場所 北区赤羽台2-2-1ほか
- (3) 業務内容 赤羽住宅ほか9住宅の未利用地部分の草刈業務
- (4) 業務期間 契約締結日 から 平成30年12月20日 まで

2 競争に参加する者に必要な資格

次の各号の要件をすべて満たしている者であること。

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人、又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成29・30年度財務省関東地区競争参加資格審査において、業種区分が「造園工事」の「B」又は「C」等級に格付けされており、責任をもって業務を完了することができる者であること。
- (4) 当該地方支分部局の所属担当官と締結した契約に関し、契約に違反し、または同担当官が実施した入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等当該地方支分部局の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められる者でないこと。
- (5) 各省各庁から指名停止等を受けていない者（分任支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改

正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立を含む。）をしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をしていない者であること。

なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定がなされた後において当局の競争参加資格の再認定を受けている者（再認定後の競争参加資格による。）であること。

(8) 本入札の入札説明書の交付を受けたものであること。

(9) 競争に参加するために必要な競争参加申込書を受領期限までに提出し、その審査に合格した者であること。

3 契約条項等を示す場所

東京都文京区湯島4丁目6番15号 湯島地方合同庁舎3階
関東財務局東京財務事務所 第7統括国有財産管理官

4 入札手続き等に関する事項

(1) 入札説明書等の交付

イ. 期 間 平成30年6月8日(金)から平成30年6月25日(月)まで
(ただし、土曜日及び日曜日を除く。)

ロ. 時 間 9時30分から12時00分及び13時00分から17時00分

ハ. 場 所 上記3に同じ

(2) 参加申込（郵送不可）

イ. 期 間 平成30年6月8日(金)から平成30年6月25日(月)まで
(ただし、土曜日及び日曜日を除く。)

ロ. 時 間 9時30分から12時00分及び13時00分から17時00分

ハ. 場 所 上記3に同じ

(3) 競争参加資格の確認

競争参加資格がないと認められた場合は平成30年6月27日(水)までに通知する。

(4) 入札の日時及び場所

イ. 日 時 平成30年6月28日(木) 10時30分から
(受付 10時15分から)

ロ. 場 所 東京都文京区湯島4丁目6番15号
湯島地方合同庁舎 1階共用会議室

(5) 開 札

入札締切後ただちに入札場所で開札する。

5 入札価格及び落札者の決定

予算決算及び会計令第79条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、なおかつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を記載しないものとする。）。

6 入札の無効

競争参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

7 入札保証金及び契約保証金

免除とする。

8 契約書の作成

本契約締結に当たり契約書を作成するものとする。

9 その他(本件公告に関する問い合わせ先)

関東財務局東京財務事務所 第7統括国有財産管理官
電話番号 03-5842-7026 (ダイヤルイン)